

所有者不明の土地利用を求める意見書の提出について

所有者不明の土地利用を求める意見書を次のとおり提出する。

平成30年3月20日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか48名
自民党市議団，公明党市議団，
民進党市議団，日本維新の会市議団，
京都党市議団，無所属(大)，無所属(豊)，
無所属(やまづ)

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，法務大臣，農林水産大臣，
国土交通大臣 宛て

京都市会議長 名

所有者不明の土地利用を求める意見書

平成28年度の地籍調査において，不動産登記簿上で所有者の所在を確認することができない土地の割合が，約20パーセントに上ることが明らかにされた。また，国土計画協会・所有者不明土地問題研究会は，2040年にはほぼ北海道の面積に相当する約720万ヘクタールの所有者不明の土地が発生すると予想している。

現行の対応策には，土地収用法における不明裁決制度の対応があり，所有者の氏名・住所を調べても分からない場合は，調査内容を記載した書類を添付するだけで収用裁決を申請することができるが，探索などの手続に多大な時間と労力が必要となっている。

また，民法上の不在者財産管理制度もあるが，地方自治体がどのような場合に申立てができるかが不明確なうえ，不在者1人につき管理人1人を選任するため，不在者が多数に上ると手続に多大な時間と労力が掛かる。

所有者不明の土地の利用に明示的な反対者がいないにもかかわらず，利用するために多大な時間とコストを要している現状に対し，所有者の探索の円滑化と所有者不明の土地の利用促進を図る必要がある。

よって国におかれては，所有者不明の土地利用について下記の点を踏まえた制度を構築するよう強く求める。

記

- 1 所有者不明の土地の発生を予防する仕組みを整備すること。
- 2 土地所有権の放棄の可否や土地の管理責任の在り方等，土地所有の在り方の見直しを行うこと。
- 3 合理的な探索の範囲や有益な所有者に関する情報へのアクセス等，所有者の探索の合理化を図ること。

- 4 所有者不明の土地の収用・手続等の合理化や円滑化を図ること。
- 5 収用の対象とならない所有者不明の土地の公共的事業への利用を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。